

入札の公告

次のとおり地域限定型一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和5年11月28日

苫小牧港管理組合管理者職務代理者
苫小牧港管理組合専任副管理者 佐々木 秀郎

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称 苫小牧港関西物流展出展業務【整理番号1番】
- (2) 業務の場所 苫小牧市
- (3) 業務の期間 契約締結日の翌日から令和6年3月26日まで
- (4) 業務の概要 企画出展準備等

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、単体企業であって次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 苫小牧市物品購入等競争入札参加資格登録業者名簿の令和4～6年度の「看板・広告」に登録されている業者であること。
- (2) 入札執行の日までの間に、苫小牧港管理組合の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の苫小牧港管理組合競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (4) 道内に本店を有する者であること。
- (5) 過去5年間（平成30年度以降）に、本業務とおおむね同種と認められる業務を受託した実績を有する者であること。

なお、共同企業体として受託した実績は、当該企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。

3 入札参加申請書等の配布

- (1) 配布期間
令和5年11月28日（火）から令和5年12月7日（木）まで
- (2) 配布方法
苫小牧港管理組合ウェブサイト（<http://www.jptmk.com/>）からダウンロードすること。
入札・契約情報>入札公告情報
- (3) 費用
無料とする。

4 入札の参加申請

- (1) 申請書等
入札参加希望者は、地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。
ア 類似工事（業務委託）施工実績調書
イ 類似施工実績を証明する書面（契約書の写し、設計書等の写し、共同企業体協定書（出資比率が分かるもの）の写しなど。）
ウ 入札参加申請書付票
※ 返信用封筒（表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手（定型の場合

434円)を貼付すること。)

(2) 提出期間

令和5年11月28日(火)から令和5年12月7日(木)(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の毎日午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

(3) 提出場所

苫小牧市入船町3丁目4番21号 苫小牧港管理組合総務部総務課財務係

(4) 提出方法

送付又は持参することとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

なお、送付による提出の場合は、(2)に記載する期間内必着とする。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という)第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和5年12月14日(木)に書面により通知するものとする。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について令和5年12月21日(木)までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に送付又は持参することとし、ファクシミリによるものは受け付けない。また、送付の場合は、期限内必着とする。

提出先 苫小牧市入船町3丁目4番21号 苫小牧港管理組合総務部総務課財務係

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

苫小牧市入船町3丁目4番21号 苫小牧港管理組合総務部総務課財務係

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 苫小牧市入船町3丁目4番21号 苫小牧港管理組合

(2) 入札日時 令和6年1月11日(木) 10時00分

9 郵便等による入札

入札は、郵送及び持参によるものとする。

(1) 郵便による入札の場合

入札書は、開札日の前日必着とし、郵送用封筒に「入札書在中」と朱書きのうえ、簡易書留で送付すること。

また、入札書は、郵送用の封筒とは別に入札用封筒に入れて封印をすること。

(2) 持参による入札の場合

入札書は前日の17時までに苫小牧港管理組合総務部総務課財務係に持参すること。

なお、入札書は、入札用封筒に入れ封印すること。

10 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他管理者が確実に認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に苫小牧港管理組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 過去3年間に国（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 前項に掲げるもののほか、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと管理者が認めるとき。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他管理者が確実に認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に苫小牧港管理組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他管理者が指定する金融機関との間に公共工事履行保証委託契約を締結し、苫小牧港管理組合を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 過去3年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等をダウンロードすることができる。

なお、申請者が設計書を閲覧するためには苫小牧港管理組合ウェブサイト（<http://www.jptmk.com/>）から閲覧することができる。

ア 閲覧期間 令和5年11月28日（火）から令和6年1月10日（水）まで

イ 閲覧場所 苫小牧港管理組合ウェブサイト（<http://www.jptmk.com/>）

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和5年11月28日（火）から令和5年12月14日（木）（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 受付場所

苫小牧港管理組合総務部総務課財務係

(2) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和5年11月28日（火）から令和6年1月10日（水）（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 閲覧場所 苫小牧港管理組合 3階閲覧室

14 支払条件

前金払

前金払いはしない。

15 契約書作成の要否
必要とする。

16 予定価格等

- (1) 予定価格 公表しない。
- (2) 入札の執行回数は2回までとする。
(2回実施しても落札に至らない場合は、随意契約を行うことがある。)
- (3) 入札執行の際、入札者が1者しかいない場合でも、入札を執行する。

17 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、苫小牧市契約に関する規則第54条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) この入札の執行は、取りやめること又は延期することがある。
- (3) この入札の執行は、公開する。
- (4) 談合情報に対する対応
 - ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び工事費内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。
 - イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。
 - ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
- (5) この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、契約者がこの契約に係る支払請求権について苫小牧港管理組合に承諾依頼書を提出し、苫小牧港管理組合がこれを承諾したときは当該債権譲渡をすることができるので、留意すること。
- (6) 競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (7) 入札手続きの取り消し
落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。
- (8) この入札は再積算を行います。

その他入札に関し不明な点は、苫小牧港管理組合総務部総務課財務係（電話 0144-34-5805）に照会すること。

【入札公告別記】

2の(5)関係

本業務とおおむね同種と認められる業務は、官公庁発注の展示会出展等業務です。

4の(1)のイ関係

申請書に添付する契約書について

- 1 契約変更のない場合
当初の契約書（写）
- 2 契約変更のある場合
当初の契約書（写）及び変更した契約書等（写）